

バードウォッチング

事務局長 長坂 周

昨年1月の宝登山ハイキングでのこと。山頂付近の梅百花園で、まだ開花前の梅の木にかわいらしい小鳥が留まり、思わずデジカメを向けてパシャリ。

名前も知らない鳥でしたが、大きめの目が愛らしく、体の色合い（濃淡あるブラウン、白、オレンジ）などその姿が梅の木とみごとに調和していて我ながら良いショットが撮れたと悦んでいました。

この鳥の名前が知りたくて、帰宅後、図鑑やネットで調べたところ、「尉鶉（ジョウビタキ）」の雌ということがわかりました。

名前がわかると、さらに愛着がわいてきて、この日からすっかり野鳥の魅力にとりつかれてしまいました。この道の先輩である兄に双眼鏡を選んでもらい、バードウォッチング必須のアイテムを手に入れると、週末毎に探鳥地を訪れ、新たな野鳥との出会いに感動する、という日々が始まりました。



ジョウビタキ

灯台もと暗しで我が街熊谷の荒川大麻生公園内にその名も「野鳥の森」というエリアがあることを知り歓喜。

そこでは、ヒレンジャクや巣作りをするエナガなどたくさんの野鳥を観ることが出来ました。

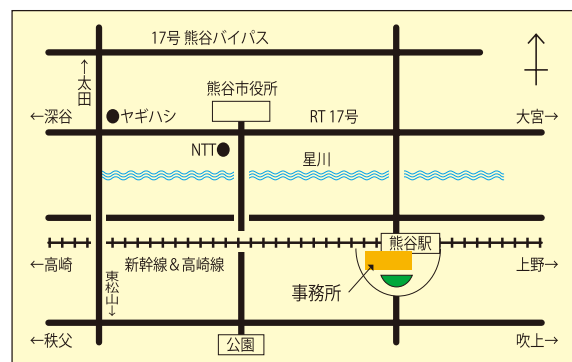
まだまだ、観ても、鳴き声を聞いてもわからない野鳥が多いですが、それぞれの野鳥がいる季節や場所などの知識を身につけ、それぞれの野鳥が持つ特徴を捉える目を養うことが、様々な種類の野鳥を見極める上で肝心だと考えさせられています。

法律事務所での仕事も、初心を忘れず、常に適切な知識を身につけ、お受けした案件の核となる事柄を把握して質の高い仕事出来るように精進していきたいと思っております。



エナガ

事務所周辺地図



ビルの外観写真



業務案内

業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後6時

法律相談

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の方向を示します。1回30分5000円(税別)の相談料を申し受けます。なお、債務整理の相談は無料です。お電話にてご予約をお願いします。

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

事件の依頼

弁護士が代理人として、裁判を行います。弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。当事務所では、旧・日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、費用の分割払いもお受けしています。

法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月7日(月)から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
http://www.keyakisougou-law.jp

新年明けましておめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲 芳夫
同 白石 加代子



残雪の立山のふとん干し

6月、まだ雪が残る立山に登る。強い日差しに、一の越の山小屋の屋根にはふとんが並ぶ。ドーム型のピークは竜王岳。(南雲芳夫)

昨年、雲の分類の図鑑を見て以降、毎朝、空を見上げて雲の観察をするようになった。うろこ雲、ひつじ雲、わた雲、くもり雲、あま雲など日常見慣れた雲も、気象学の10分類に沿って観察すると、その高度や形態、低気圧との位置関係など、奥が深い。目が肥えてくると、複雑な気象条件の時に、低層・中層・高層の雲が重なっているのが見分けられる。対象を分類し名を付けると、目に入っているだけの状態に比べ観察の確かさが上がる。社会を見る目にも通じるように思う。

空を見上げて

弁護士 南雲 芳夫

寒さを感じながら思う新年の抱負

弁護士 白石 加代子

気温がぐっと下がり、コートや手袋が欠かせない季節になった。こう寒いと、今年の夏が酷暑であったのが嘘のようで、夏が暑いことを頭では理解していても、暑いという感覚を思い出すことができなくなる。将来を誓って結婚をした男女が、様々な事情から関係が崩れ、調停や訴訟で対立することがある。思い悩む中、「結婚した時は幸せだったでしょ。」等と言われても、その実感はよみがえらない。

問題が解決し、時間が経ってしまえば、悩んでいたことすら思い出さなくなるとしても、その当時は、きっと、自分の抱える問題を重く、また解決までの時間を長く感じるのだらう。少しでも気持ちを和らげられるよう、解決までの間、弁護士としてできることをしたいと思う。



3000万人の声を届けよう！ 署名協力のお礼とお願い

昨年は「9条改憲NO！ 憲法を活かす全国統一署名」にご協力いただきありがとうございました。本年も引き続きこの取り組みが進められています。ご賛同頂ける方で署名がお済みでない方、お知り合いに声かけが可能な方はご協力をお願いいたします。

建設アスベスト訴訟 3件の高裁判決で前進

弁護士 南雲 芳夫

建設アスベスト訴訟は、建材の切断や加工の際に、建材に含まれている石綿（アスベスト）の粉じんばく露して、肺がんや中皮腫、石綿肺などの重篤な疾病に罹患した建設職人やその遺族が、被害の救済を求めて、国と建材メーカーを被告として提訴したものです。

2012年12月の東京地裁の判決では、国に対して勝訴したものの、救済対象は、労働者として作業に従事していた原告に限定されました。これに対して、昨年3月の東京高裁判決では、一人親方や自営業者として建設作業に従事していた原告についても、被害救済を認める判決を勝ち取ることができ、地裁判決では救済を受けられなかった約半数の原告も救済されることとなり、大きな前進を勝ち取りました。

これに続いて、8月及び9月の2つの大阪高裁判決においては、東京高裁に続き一人親方や自営業者を救済するとともに、建材メーカーの責任をも断罪する判断が示されました。

事件はいずれも最高裁に係属することとなりましたが、既に多くの原告が他界するという痛ましい被害状況にあります。最高裁判決の結果を待つのではなく、国と建材メーカーの責任において、被害救済の制度を早期に構築することが求められています。



アスベスト国賠 旧秩父セメントや日立製作所の元従業員遺族が国を提訴

弁護士 白石 加代子

国は、大阪泉南地域におけるアスベスト被害についての最高裁判決をうけ、アスベスト被害にあった方あるいはそのご家族につき、賠償金を支払うという救済制度を創設しました。昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべきアスベスト工場内において、アスベスト粉じんばく露する作業に従事したことや他にも条件がありますが、この制度は労災認定に至らないじん肺管理区分2や3の決定を受けただけでも救済の対象としています。

賠償金としては、石綿関連疾患で死亡された方については慰謝料1300万円と弁護士費用130万円と遅延損害金が、じん肺管理区分2の認定を受けている方についても、慰謝料550万円と弁護士費用55万円と遅延損害金が支払われます。

埼玉アスベスト弁護団は、上記の国の救済制度が創設されたことを受け、アスベストによる健康被害を受けた方やそのご家族について、平成27年7月の1陣提訴から10陣訴訟まで提訴を続けました。昨年は旧秩父セメントや日立製作所の元従業員のご家族を原告として、さいたま地方裁判所熊谷支部や水戸地方裁判所に国を提訴しました。20年という除斥期間の制限もありますので、お心当たりのある方はお早めに埼玉アスベスト弁護団にご相談下さい。



福島原発事故の責任を問う裁判の前進と避難解除がなされても続く地域の苦難

弁護士 南雲 芳夫

福島原発事故の責任を問う「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、一昨年10月の勝訴判決に対して、国と東電が控訴して、原告もこれに対抗して控訴して、昨年10月に仙台高裁で審理が始まりました。

生業訴訟の判決と前後して、前橋、東京、京都地裁の各判決で、津波の襲来が予測できたのに必要な津波対策を怠ったとして、国と東京電力の責任が断罪される地裁判決が続きました。

他方、2017年3月末をもって、帰還困難区域以外のほとんどの強制避難区域の避難指示は解除されました。しかし、6年余に及ぶ強制避難により地域の生活基盤は大きく崩れ、生活条件が整わず帰還できない住民が多数にのぼります。実際に帰還した住民も、地域の生活基盤が回復しないことから元の生活を取り戻すことができない状況にあります。仙台高裁で意見陳述した帰還住民は、生活再建のめどが立たないことを述べ、「原発は罪作りなもの」と語りました。そうした言葉とは裏腹に原発の再稼働が進められています。

今年は、東電の元役員の刑事責任の裁判の判決も予想されます。その成果も踏まえながら、国と東京電力の責任を一層明らかにして、真の被害救済の実現に力を尽くしたいと思います。



学校アスベスト事件 最高裁へ上告 基金の証拠隠しが判明

弁護士 白石 加代子

埼玉県戸田市公立小学校の教員として勤務していた四條昇さんは、平成19年5月に中皮腫というアスベストにばく露しなければ罹患しない病気が原因で亡くなりました。四條さんの妻延子さんは、学校の階段室天井に使用されていたアスベストが原因で死亡したとして公務災害認定を求めましたが、公務災害の認定申請、審査請求、再審査請求のすべてにおいて、四條さんの死亡が公務災害であるとは認定されませんでした。埼玉アスベスト弁護団は、四條さんの公務外災害認定処分を取り消させる裁判を平成26年7月30日にさいたま地方裁判所に提起し、同裁判所において平成28年7月20日に四條さんの死亡は公務災害であったと認められました。

しかし、その後、基金（相手方）が控訴し、平成30年8月29日、東京高等裁判所で、第1審の判断を覆す判決が言い渡されました。

控訴審の主な争点は、四條さんが、小学校の階段室天井に使用されたアスベストから飛散するアスベスト粉じんばく露した結果として死亡したといえるかという点にありました。控訴審裁判において、基金は、小学校ではなく、四條さんが通っていた明治大学の教室でのばく露の方が有力な原因だと主張し、裁判所も同様に認定しました。しかし、埼玉アスベスト弁護団が調査したところ、基金は、四條さんが明治大学でばく露する危険のないことが明らかな証拠を大学から受領していたこと、またその証拠を隠し、証拠と矛盾する主張を継続していたことが判明しました。本来、基金は公正中立な立場で公務災害かどうかを判断すべき立場にあるため、このようなことは看過できるものではありません。埼玉アスベスト弁護団は、最高裁に上告し、四條さんの死亡が公務災害であったと認定される判決を勝ち取る所存です。